平成31年4月23日 第12087号

	, 0	Τ.	± /1	23	Н																	37 1 2	0015
0		0	0	の	0	0		0	に	0	請	0		助	0			則	0			ls.	at t
警 備		一般	"	完了	開発	県営		土地	に係る	精 神	PН	特定		金等	岡山			Χú	災害			į.	可
業法		競争		•	許可	1 土 地		収用	事項	· 通 院		施設		· の 名	県補				数助				Ц
に	_	入 札			を 受	改良	_	法に	の変	医療		の設		称等	助 金	_			法施				
基 づ く	公安	の 実			けた	事業	公	基づ	更	を 担		置 及		の制	等 交	告			行 細	規	目	ļ	長公
く 講 習	安委員会】	施			開発	のエ	4 -	く事		当す		び 構		定 の	付規	_			則の	-	·/	,	
	<u></u>				行為に	事完了	告 】	業の		る医療		造等亦	(県	部	則の担	示】	(県		部	則	次	1	3
					に 関 す	1		認定		療機関		変更の	例規集	改 正	規定に		例規集		を 改 正			\$	艮
					っ る 工					めの指		許可	来 登 載		による		来 登 載		上する				<u> </u>
					事					定		申	÷×		補		÷×		規			3	卷 亍
生		教	"		建築	耕地		監理		健康		環境			農政				保健		担		到
活 安 全		育委員			指導	課		課		推進		管理			企画				健 福 祉		当課	1	· 山 県
企画		会			課					課		課			課				課		(室)		
課																						7	3
																							目次
																							担当課(室)

◎岡山県規則第二十五号

災害救助法施行細 則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二十三日

山県知 伊 原 木 隆 太

災害救助法施行 崱 0 部を改正する規則

災害救助法施行細 則 (昭和三十五年岡山県規則第二十三号) \mathcal{O} 部を次 \hat{O} ように改正

する。

第十三条中 第十二条 (見出しを含む。) 「市町村長」を 「災害発生市町村の長」 「市町村長」を 「災害発生市町村の長」 に、 「第二十九条」 を「第三十条」 に改める。

に改める。

別表第二中 一九、 八〇〇円」を「二〇、 四〇〇円」 に、 五、 九

助 産師

看護師及

人

日

四〇〇円以内

を

び准看護師

芄

八〇〇円」

に、

保健師、 び准看護師 助 産 看護師 及 人 日

五〇〇円

に、

円 を「二一、 二〇〇円」に改める。

様式第七号裏中 「第31条」を「第32条」に改める。

様式第十一号裏中「帮道府県知事」を「帮道府県知事等」 に改める。

様式第十三号中 「市町村長」や「災害発生市町村の長」

様式第十四号中 「第29条」や「第30条」

(施行期日)

1 この 規則は、 公布の 日 から施行する。

2 この 規則による改正 前 \mathcal{O} (害救助法施行細則に定め る様式による用紙

て使用することができる。

◎岡山県告示第二百十八号

の名称等の 昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 平成三十一年四月二十三日 制定)の 一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

岡山県知事 伊原木 隆 太

表農林水産部 \mathcal{O} 部農業災害対策資金利子補給等補助金の項中

を

こ女か、司邪農業女良な

市

町村

農業近代化資金、

資金ごとに知事が

に改め、同部農業改良資金転貸

農業災害対策資金

金融公庫資金又は

株式会社日本政策

定める率

に係る利子補給、

保証料助成又は利

声編

整備事業

(集落基盤再編型))」

に、

農山

漁村地域整備交付金

(集落基盤

村地域整備交付

金

(集落基盤再編事業)」を

農山

地域整備交付金

置等事業」 合理化事業」 貸付促進事業費補助 を を 地下 「農業水路等長寿命 か 金の項を削 λ が 11 ,施設導入啓発事業」に、 同部土地改良事業補助金 化 防災減災事業」 に、 の項中 「児島湾干拓地展示ほ場設 「農業水利施設保全

復 旧 農道保全対策事業 農道保全対策事業 雨農業用施設災害 平成三十年七月 緊急対策事業 豪 事業費 補助基本 セ 補 助 基本額 セ セ 0 六 額 Ŧī. 以 \mathcal{O} 以 \mathcal{O} パ 五 五. \bigcirc \bigcirc を

| に改め、同部農村総合整備事業補助金の

1編事業 (実施計画型))」 を 「農山漁村地域整備交付金 (実施計画策定型)」

交付金 交付金 域総合整備事業) (実施計) 山 山漁村地 [漁村地 中 中 -山間地 过域整備 -山間地 1域整備 の 五 〇 工事費 事業に要す する経費の五五パ セ ント 事業に要 以 っる経費 セ

農

山

地

1域整備

工

事費

要

を

表農林水産部

の部

地域

林業

 \mathcal{O}

担

V

手サ

ポ

業補助

金

化対策事業補助 優良農地 支援対策事 整備型)) 中 山間地域総合 金 \mathcal{O})項を削 業 等のネット 委員会研修会 構が行う農業 農業委員会ネ ・トワー ク業務の り セント以内 ワ 同 部農業委員会等補 員会ネ 農業委 トワ に改め、 象とした研修等 局の職員等を対 農業委員会事務 要と認める事業 知事が特に 助金 業委員及 $\overline{\mathcal{O}}$ 同部土地改良区組織運営基盤強 頃を次 分の 0 助 ように改める。 対 次象経費 0

交付金

(集落基盤

する経費の五

五.

パ

サポ 地域林業の 促進 林業 - ト事業 \mathcal{O} 担 い 手 定額。 規に事業に取 に 合は二百 ただし、 0 1 ては り組 万

地 ポ 域林業 0 担 い 手 十万円、 継続 定額 度とする。) 心場合は 二百万円 して事業に取 (前年度 新規に事 組む場合 百五 か

を

3 2 (2) 業者の確保 倒等技術研修 (1)意識向上研修 地域密着型伐 森林所有者 ターン等就 伐倒技術研 は定額。 分の 三十万円を限度と 二十万円を限度と 補助対象経費の二 限度とする。 に 取 は二十万円を限度 3 Ø 3の(1)につい 2については、 定額。ただし、 一以内。 継続して事業 補助対象経費 百五十万円を (2) につ ただし、 場合

に改め、同部県産材需要拡大総合対策事

業費補 費補助金の項を次のように改める。 「資質向上対策」を「資質向上及び情報発信」 助金 $\overline{\mathcal{O}}$ 項中 知 0 向上」を「養成及び県産財の規格化等の情報発信の支援」に、 に改め、 同部CLT等利用促進対策事業

				費補助金	促進対策事業	CLT等利用
		要の拡大	る県産財の需	品質で魅力あ	の促進及び高	C L T の 利 用
	る者	整備す	物等を	共建築	及び公	市町村
	築物設計支援	2 CLT利用建	設等支援	1 CLT利用施	支援事業	CLT等利用促進
円を限度とする。	いては三百五十万	は百万円、2につ	品の導入について	し、1のうち木製	分の一以内。ただ	補助対象経費の二

														費補助金	促進対策事業	業成長産業化	林業・木材産
											る。	産業化を図	材産業の成長	し、林業・木	な管理を実現	環利用と適切	森林資源の循
										体等	する	の 組	業者等	合、	林	村、	市
-										77	団	組織	等	林	組	森	町
ьt	9	坳	8	썲	7	σ	ス	6	썲	5	敷	産	4	榀	3	2	1
成対策(林業機	9 林業経営体育	物等の整備	8 木造公共建築	施設等の整備	7 特用林産振興	の整備	ス利用促進施設	6 木質バイオマ	施設等の整備	5 木材加工流通	整備	産基盤施設等の	4 コンテナ苗生	械等の整備	3 高性能林業機	2 路網整備	1 伐倒・搬出

確保	認証ラミナの	の認証材及び	を整えるため	Tの供給体制	に向けたCL	オリンピック	
	会等	合連合	木材組	岡山県	団法人	一般社	
					援事業	認証材ストック支	
						定額	

	機械等の整備			
	(3) 高性能林業			
	(2) 路網整備			
	(1) 間伐材生産			
	卜供給			
	2 原木の低コス			
	業			
	設整備附帯事			
	・品目転換施			
	通施設等整備			
	(4) 木材加工流			
	設整備		な推進	
	(3) 品目転換施		備等の一体的	
	イプ)		産及び路網整	
	(低コストタ	等	の間伐材の生	
	通施設等整備	る団体	供給するため	
	(2) 木材加工流	組織す	木を安定的に	
	効率タイプ)	業者の	整備並びに原	
	(大規模・高	材関連	成材工場等の	業費補助金
	通施設等整備	合、木	板・製材・集	換促進対策事
	(1) 木材加工流	林組	図るための合	向上・品目転
定める額又は率	施設等整備	村、森	の体質強化を	集成材生産性
事業ごとに知事が	1 木材加工流通	市町	生産性向上等	合板・製材・
<u> </u>	の項を次のように改める。	助金の頃	製材生産性強化対策事業費補助金	合板・製材生産性路
棚助金の項を削り、同	A	座・供給システ	部次世代木材生産	農
	提案事業			
	10 先進的モデル			
	械リース支援)			

びにこれらの団体が連携して組織する団体」 表農林水産部 の部森を見つめる交流促進事業費補助金の を加え、 項中 N P 〇法人」 の下に「並

定額 を 万円を限度とす 二分の一 補助対象経費の 連携して事業を を限度とする。 事業を実施する 複数の団体が 二十万円 の団体が 百二十 に改め、 同部おかやまの木で家

づくり支援事業補助金の項中 かやま元気な森づくり推進事業補助金の項中 「を使用する」 を 「 又 は C LTを使用して」 「及び県産乾燥材」を「並びに県産乾燥材及びCLT」に、 「施工業者」に改め、

林構築モデル事 低コ スト再造 を 10 8 旧 林構築モデル事 支援事業 森林作業道復 低コスト再造 造林地危険箇 促進事業 に改め、 「まで」を削り、 パ

「以内」 を加え、

本額 うち作業道補修に ては、 ただし、 ては、 の二分の一 査定事

を

森林作業道復旧補

業道復旧促進にあ の十分の一以内 9

定事業費の三分の 助にあつては、

二以内 10のうち二次災

害防止施業にあ

ては、 の三分の二以内、 查定事業費

被害跡地造林にあ

つては、 八五パ 標準経費

業費の二分の一 あつては、 査定事

うち作業道補修に

ただし、

の二分の

ては、

4及び7に

に改め、 同部少花粉スギ等苗木

生産支援事業費補助金の項を削る。

岡山県公報 第12087号 平成31年4月23日

◎岡山県告示第二百十九号

第一項の規定により申請のあっ 瀬戸内海環境保全特別措置法 次のとおりである。 た特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条

ついての なお、この特定施設を設置し、 調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に 及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

平成三十一年四月二十三日

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ てはその代表者の氏名

岡山県知事

原 木

太

北興化学工業株式会社

東京都中央区日本橋本町一

Ш

IJ

严

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 北興化学工業株式会社岡山工場

(3) 特定施設に関する事項

区		分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
種		類	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-9	する水洗施	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-9	業製品製造 する水洗施 -5)	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-9	する水洗施	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-9	業製品製造 する水洗施 - 7)	業の用に信	工業製品製造 共する廃ガス G-9-1)
能		力	2.1~2.6回	/日	2.2~3.0回]/目	2.2回/日		2.1~2.6回	/日	940 L/分	
工事着	手 予 定 年 月	月日	許可後直ち	に	同左		同左		同左		同左	
工事完	成 予 定 年 月	月日	工事着手後	5 箇月	同左		同左		同左		同左	
使 用 開	始 予 定 年 月	月日	工事完成後	直ちに	同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及 びにその使用に の概要	び1日当たりの使用 季節的変動がある場	時間並合はそ	連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において	区	分	通常	最 大	通常	最 大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
当該特定施設がら排出される汚水等の汚染状態	水 量(㎡/日))	11.2	16.8	11.2	16.8	9. 5	13. 9	11. 2	16.8	0.5	1
小寺の行業状態 の通常の値及び 最大の値並びに	рН		0.5~13.5	0.5~13.5		•						
当該汚水等の通)	312.9	514.6								
常の量及び最大の量	S S (mg/L))	33	57								
	油分(mg/L))	32	41								
	$T-N \pmod{L}$)	18.9	37. 5								
	T-P (mg/L))	5.8	9. 7	同左		同左		同左		同左	
	ふっ素 (mg/L))	-	-								
	ほう素 (mg/L))	-	-								
	ベンゼン (mg/	L)	-	-								
	アンモニア, アンモ 化合物, 亜硝酸化合 硝酸化合物 (mg/L	予物及び	_	-								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

区							分	新	設	新	設	廃	止	廃	止	廃	止
種							類	46-ニ 有機化学工 業の用に供 洗浄施設(C	する廃ガス	業の用に供	.業製品製造 .する廃ガス G - 7 - 6)	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(R-2	業製品製造 する水洗施 -23)	46-イ 有機化学工 業の用に供 設(D-7	業製品製造 する水洗施 -3)	46-ロ 有機化学工 業の用に供 設(F-2	するろ過施
能							力	300 L/分		200 L/分		8.0㎡/時間	1	1.6㎡/時間	1	2 t/時間	
工事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		同左		同左		同左	
工事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手後	5 箇月	工事着手後	1週間	_		同左		同左	
使 用	開	始	予	定	年	月	日	工事完成後	直ちに	同左		_		同左		同左	
使用時間間 びにその他の概要								連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時に			Þ	₹.		分		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最 大
当該特定がら排出されている。	れる	亐	水	量((m³/	日)		0.5	1	1	2	30.7	45.7	1	2	6. 2	9.3
の通常の何	値及で	バ	р	Н				0.5~13.5	0.5~13.5	同左		0.5~2.5	0.5~2.5	同左		同左	
最大の値 当該汚水 常の量及で	等のi	重	CC	DD ((mg/	L)		312.9	514.6	760	1,000	299	494	760	1,000	299	494
の量の量及り	い取り			S (33 32	57 41	同左		同左		同左		同左	
			Т-	- N ((mg/	L)		18.9	37. 5	17	20	19	38	17	20	19	38
			Т-	- P ((mg/	L)		5.8	9. 7	0.4	0.6	6	10	0.4	0.6	6	10
			\$-	>素((mg/	L)		-	-	<0.1	55	-	-	<0.1	55	_	-
			ほう	素((mg/	L)		-	-	<0.1	14	_	_	<0.1	14	-	-
			べい	 /ゼン	(mg	/L)		-	-	<0.01	0. 1	_	_	<0.01	0. 1	_	-
			化合		E硝酸	ンモニ 化合物 / L)		-	-	6.8	8	_	-	6.8	8	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区		分	廃	止	廃	止
種		類	46-ロ 有機化学工 業の用に供 設(F-2	するろ過施	46-ニ 有機化学工 業の用に供 洗浄施設((業製品製造 する廃ガス G-7-6)
能		力	1.5 t / 時間	引	200 L/分	
工事着手	子 定 年 月	日	許可後直ち	に	同左	
工 事 完 成	文 予 定 年 月	日	_		同左	
使 用 開 始	台 予 定 年 月	日	_		同左	
	び1日当たりの使用時 季節的変動がある場合		連続24時間		同左	
使用時において	区分	`	通常	最大	通常	最大
当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態	水 量 (m³/日)		6.2	9. 3	1	2
の通常の値及び	р Н		0.5~2.5	0.5~2.5	同左	
最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大	COD (mg/L)		299	494	760	1,000
の量の重及の取入	S S (mg/L)		33	57	同左	
	油 分 (mg/L)		32	41	内丘	
	T-N (mg/L)		19	38	17	20
	T-P (mg/L)		6	10	0.4	0.6
	ふっ素 (mg/L)		_	_	<0.1	55
	ほう素 (mg/L)		-	-	<0.1	14
	ベンゼン(mg/L	,)	_	_	<0.01	0. 1
	アンモニア, アンモ: 化合物, 亜硝酸化合物 硝酸化合物 (mg/L)	物及び	-	ı	6.8	8

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区								分		新	設	
工	場又	は事	業場	易に	おけ	る施	設者	章 号	膜ろ過装置	(No. 1,	No. 2)	
種	3	類	及		び	型	Ī	式	膜ろ過施設			
構								造	RC+FR	P, PVCF	F/PVC	
主			要		4	•		法	11 m × 19 m			
能								力	4, 440 m³ / F	(2, 220 m³/	/日×2)	
処		理		Ø		方		法	外圧式中空	糸膜ろ過		
工	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に		
工	事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手後	5 箇月		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	工事完成後	直ちに		
使びの	用時間 にその 既要	間隔	及びに季	1日 節的	当たり 変動が	の使	用時 場合	間並はそ	荒天時に冷 た場合の緊	却水(海水) 急時に使用	のSS濃度	が高くなっ
使是	用時に	おけの	る加	1	玄		分		処理	里 前	処理	里 後
種類	修設が	する。	処処災	Ŀ	<u> </u>		73		通常	最 大	通常	最 大
の行	甲該施前汚態びに通大時汚設及水の最当常のに水にび等通大該の量	足の方の	烧	水	量((m³/	日)		_	4, 440	-	4, 440
及び	が最大	明の値が	监 坐	p	Н				-	-	-	-
の 最	通常の最	量及	び_	C (OD ((mg/	L)		-	-	-	-
以	ハッ里	7		S	S	(mg/	L)		_	54	-	<1
				油	分((mg/	L)		_	_	_	_
				Т-	- N	(mg/	L)		_	_	-	_
				Т-	- P	(mg/	L)		_	_	-	_

(5) 排水口に関する事項

変更なし

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成31年4月23日から同年5月14日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第二百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十一年四月二十三日

指定に係る事項を変更した医療機関

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機 医療機関の名称

公益財団法人大原記念倉敷中央医療機

医療機関の名称

構倉敷中央病院

サン薬局中央病院前店

構倉敷リバーサイド病院

医療機関の名称

津山薬局中央病院前店

ーサイド病院

変更事項

財団法人倉敷中央病院

変更前

変更後

岡 Щ 県 知 事

伊

原 木

隆

太

公益財団法人大原記念倉敷中央医

療機構倉敷中央病院

財団法人倉敷中央病院倉敷リバ 公益財団法人大原記念倉敷中央医

療機構倉敷リバーサイド病院

サン薬局中央病院前店

平成三十一年四月一日

平成二十五年四月一日

変更年月日

平成二十五年四月一日

◎岡山県告示第二百二十一号

収 0 とおり事業を認定した。 (昭 和二十六年法律第二百 九号。 下 法 という。) 第二十条の規定

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

医療法人社団岡山純心会

三 起業地

認知症

対応型共同生活介護

(介護予防認知症

対応型共同生活介護)

事業所整備事業

1 収用の部分 岡山県岡山市北区吉宗字楢原地内

↓ 使用の部分 岡山県岡山市北区吉宗字楢原地+

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性につい

業 設を整備する事業であるため、 二十六年法律第四十五号) (以 下 認知症対応型共同生活介護 「本件事業」という。) による社会福祉事業の用に供する施設」 (介護予防認 法第二十条第一号の 法第三条第二十三号に掲げ 知 症対応型共同生活介護) 要件を充足すると判断され る 「社会福祉法 に該当する施 事業所整備事

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

ス事業、 法 法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。 人を設立して以来、 本件事業の起業者である医療法人社団岡 本件事業に要する経費に 本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有し 認知症対応型老人共同生活援助事業)等を経営している実績があることか 第二種社会福祉事業 っい て財源措置を講じ 山純心会 (老人居宅介護等事業、 てお (以下 り、 て 「本件起業者」とい 11 また、 ると認め 老人デイサ 昭 られるため 和六十三年に

- 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
- (1)づき、 本件事業の施行により得られる利益に 本件起業者が 知症 対 画 市北区 の香和中学校区に認知症対応型共同生活介護 以下 0 画 「認知症対応型共同生活介護等」 ては、 「第六期 山市が策定 計画」 [市第六

相当の寄与が見込まれる 知症高齢者 知症高齢者の介護問題 を図ることで、 の生活 同 この安定が 校区にお 同校区における入居待機者 . 図 ら 0 緩和や安定し て不足して れることか いる認 た介護サ 地域に 知症高齢 0 消が おけ ス 、促進され る社会福 i の 受 入が

討を行 が廉価であること、 業所が整備さ の移動が容易であること、 った結果、 ⑧環境に与える影響度が低いことを条件 =事業の れて 最適となる案を採用し 計 ⑥施工の難易度が低い 画に お ④公共交通機関 ては、 ②医療施設 ① 近 隣 てい る。 \mathcal{O} · 認 \mathcal{O} アク 知 ⑦土地利用に与える影響度が低 ア クセスが セ 症 て複数の スが良い 対応型共同 候補 地に

- (2)財が見受けられないことから、軽微なも びに本件事業に係る土地には保護のため 成九年法律第八十一号) 本件事業の施行により 等による環境影響評価の 失われる利益に つい のと考えられる。 の特別の措置を講ずべ ては、本件事業が環境影響評価法(平 対象事業とな き動植 物及び文化 な
- (3)件事業の施行により で述べ 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断され た得られる利益と2で述べた失われる利益とを比較衡量し 、得られる利益が失われる利益に優越すると認め た結果、 れることか
- * 法第二十条第四号の要件への適合性について

起業者が岡 活介護等の事業所を平成三十 にとどめられ 本件事業に n 山 市 · つ てい V から選定され 0 ては、 ることか 収用及び 第六期計画に基づき整備が計画された認知症対応型共同 5 使用 事業は法第二十条第四号の 一年度当初までに開設する事業者の候補者とし ていることから、 収用 の範囲は全て本件事業の 又は使用 の範囲に 早急に施行されるべき事業で 要件 つい 用に恒久的 を充足すると判 ても合理的 に供さ であると認 て本件

5 結論

か 4まで 述べ たように、 本件 上事業は、 法第二十条各号 0 を充 足すると

判断される。

以上により、 本件事業に 0 VI て、 法第二十条の 対規定に より事業の 認定をし

である。

五.

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市役所(北区役所総務・地域振興課)

[一六四] 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

Ľ	
重	岡山県知事
完了	伊原木
下年月日	隆
Ц	太

" 三 三 · · 三 · 十九

II

農業用用排水施設

がい

排 水

笠岡湾干拓第二

た

農業用用排水施設

掛 (原 上)

[一六五] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原木

太

総社市南溝手字高木四四八一二

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手四〇八

吳山 将行

奥山 那未

許可番号

岡山県指令建指第三七三号

〔一六六〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

原

木

太

総社市宿字池ノ下東一六六三一六 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八九六 ーブリーズH二〇三号

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第三九九号

札を実施する。 六七〕 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 V 次のとおり 般競争入

平成三十一 年四月二十三日

木

太

調達物品及び数量

岡山県教育委員会における ト社教育機関向けラ イセンスプ

調達の内容等 入札説明書及び調達仕様書によ

2

28 ⊞

(3)

(4)

加賀郡吉備中央町吉川7545

岡山県総合教育セン

(5)

れた金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未 業者であるかを問わず, 格とするので, 切の諸経費を含めた額とする。 入札者は, 調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要す その端数金額を切り捨てるものとする。) 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 落札決定に当たっては,

\sim 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

(1) 平成31年度に県が発注する物品の調達契約であっ 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) に定める資格をいう。) (平成31年岡山県告示第30号 て地方公共団体の物品等又は特 資格審査の申請手続等。

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当

かりか

16 10

 $_{\text{C}}^{\circ}$

- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する日 の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ 般競争入札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 での間において, 物品の売買,
- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を までの間において, 物品の売買,
- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 なされている者 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされて (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 更生手続開始の申立てが
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望する者 Ü \sim (1)の資格を得ていないものは,

申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

入札説明書等の交付場所, 問い合わせ先及 び契約条項を示す場所

=716-1241 加賀郡吉備中央町吉川7545-1;

岡山県総合教育センター総務制

AX = 0866 - 56 - 9121

電子メールアドレス kyoikuse@pref.okayama.lg..

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

交付期間

の休日」という。) 平成31年4月23日(火)から同年5月22日 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日 を除く。)の午前9時から午後5時まで $(\cancel{\times})$ HH J (岡山県の休日を定める 一八八

- (1)の場所にて交付する。
- (3)入札説明会

開催しない。

- 入札参加申出手続
- で指定する添付書類を提出しなければならない。 この一般競争入札に参加を希望する者は, -般競争入札参加申出書及び入札説明

提出期間

午前9時から午後5時まで 平成31年4月23日 ()から同年5 月22日 $(\cancel{\times})$ SH Sh (県の休日を除く。)

- \angle
- (1)の場所に同じ
- ケ

持参又は郵送等 よるものに限る。 \mathfrak{O} (2)イにおいて同

- ű
- (1) 開札の日時及び場所

平成31年6月4日 \mathcal{L}

加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター 第2研修室

2 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によ \mathcal{O}

の日時及び場所に入札書を持参するこ 契約を締結する権限を有し 入札前に提出すること。 と。ただし, (以下「本人」 という。) 又は代理人が(1)

 \angle

年6月3 の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。) \cap 朱書きし, 内側の封筒に氏名 本人が作成した入札書を封印(封筒を二重とし, (月)の午後5時までに4(1)の場所に提出すること。 (法人の場合はその名称又は商号) 外側の封筒に 郵送等により, 「人札書在中」

9 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

 \neg 入札保証金及び契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。 工厂 「財務規則」 という。

(2)

契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

に関し説明を求められた場合には, 般競争入札参加申出書等を提出した者は, それに応じなければならない。 契約担当者から当該書類等

(2) 入札の無効

務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 熊狡とする。 入札者に求められる

(3)契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低 て有効な入札を行った者を落札者とする

5

詳細は, 入札説明書によ

9

Name and quantity the products to purchased

Microsoft Software License Programs for Education 1

(2) Delivery date

Delivery place :

(3)

Okayama Prefectural Education Center

(4)

Contact point for the notice

(5)

Education Center,

Yoshikawa,

Kibichuo—cho, Kaga—gun, Okayama—

-ken,

716 -

Japan

TEL:0866

◎岡山県公安委員会告示第五十九□

業法 四十七年法律第百十七号。 以下 法」 という。) 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指 導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成三十一年四月二十三日

岡山県公安委員

警備業務の区分等

		の六日間	
		日及び祝日を除く。)	
		まで(土曜日、日曜	
岡山		同月十九日(金曜日)	業務
目一	午後五時まで	一日(木曜日)から	び交通誘導警備
岡山	九時か	平成三十一年七月十	雑踏警備業務及
場	時間	期日	警備業務の区分

二 講習対象者

- 最近五年間 に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し た期間が通算し
- 2 う。) の交付を受けている者 ものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書 「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係る 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 (以 下 「合格証 明書」
- 3 4 規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者 十一年国家公安委員会規則第五号。 に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 検定規則第四条に規定する二級 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して \mathcal{O} 検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。) 以下「旧検定規則」という。)第一条第二
- 5 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているも 限る。) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 に合格した警備員であって、 当該検定に合格した後、 (当該警備業務の区分に係るも て一年以上

- 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一
- (2)込前六箇月以内に撮影した無帽、 (縦の長さ三センチメ 正 画 上三分身、 横の長さ二・四センチ 無背景の
- (3)二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類
- 当該警備業務の区ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し 作成に係る書面 以下 「警備業務従事証明書」 てい という。) たことを証明する警備業者 及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一 に係る合格証明書の写し 0 検定 (当該警備業務の 区分に係るも

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定 に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (当該警備業務の 区分に係るも \mathcal{O}

エ 二4に該当する者

検定規則第一条第二項に規定する 級 心の検定 (当該警備業務の 区 一分に係

ものに限る。)に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務 区分に係

ものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、 受け 付 け な

3 提出期間

平成三十一年五月二十 日 か 日 (金曜 月) までの午前

三十分から午後五時まで

几 受講手数料

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、

納付後は返還しない。

五. 受講定員

四十人。ただし、 申込順に受け付け、 受講定員に達したときは、 提出期間内であ

ても受付を締め切る。

六

講習の委託

この講習は、

一般社団法人岡山県警備業協会

(岡山市北区内山下二丁目一

号)に委託して行う。

筆記用具を持参すること。

受講者は、

講習終了後は、 筆記の方法により修了考査を実施する。